

学校いじめ防止基本方針

豊中市立少路小学校
平成30年(2018年)3月

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「少路小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針は、「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示すものであり、以下の点を基礎に策定したものである。

- ① 学校、学級内でのいじめを許さない雰囲気づくり
- ② 児童、教職員の人権意識の高揚
- ③ 児童相互、児童と教職員間の温かな人間関係の構築
- ④ いじめの早期発見と、適切な指導による早期解決
- ⑤ 保護者や地域、関係機関との連携

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

豊中市では、「豊中市子ども健やか育み条例」が平成25年(2013年)4月1日に公布・施行され、その前文では「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。」と述べられている。

また、大阪府教育委員会が平成18年(2006年)3月に策定した「いじめ防止指針1」では、「いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。」と述べられている。

本校では、「国際社会を 心豊かに 元気に かしこく 生きる子どもの育成」を目標に日々の教育活動に取り組んでいる。また、めざす子ども像の第1に「思いやりのある子ども(やさしい心で人とつながることのできる子ども)」をあげている。しかし、いじめ事案をはじめとした、児童間の問題は例年多く発生している。いじめは重大な人権侵害行為であるとの認識のもとに、いじめをはじめとする児童間の問題行動の未然防止と早期発見による解決をはかり、児童の健全な発育と安全安心な学校生活をまもるため、本基本方針を策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、たとえけんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1)名称

「いじめ不登校対策委員会」(IFG委員会)

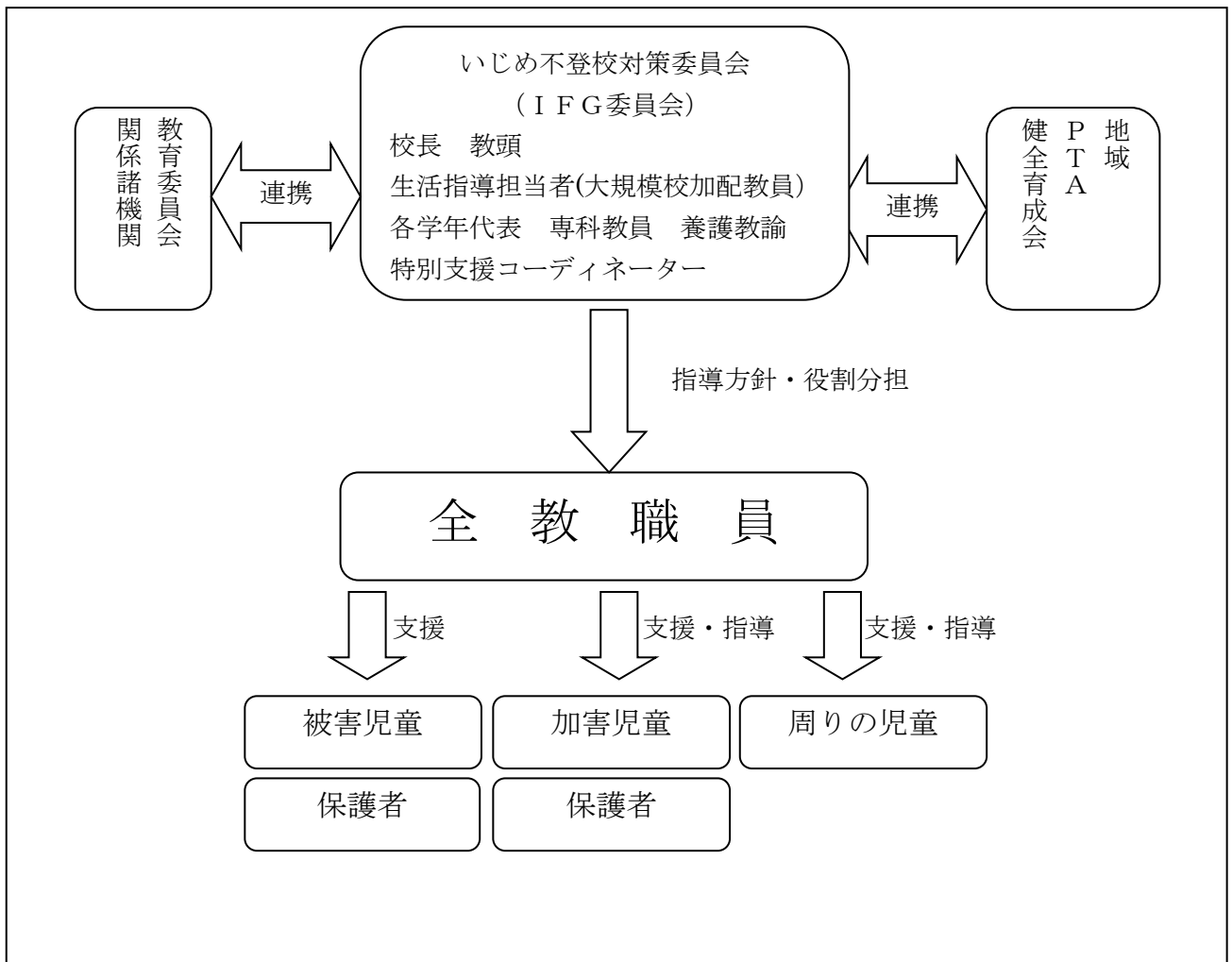
(2)構成

校長 教頭 生活指導担当者(大規模校加配) 各学年代表 専科教員代表 養護教諭
特別支援コーディネーター ※必要に応じ可能であれば スクールカウンセラー等

(3)役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見と対応
- ④ いじめにかかわる校内研修の実施
- ⑤ 年間計画の策定と実施
- ⑥ 年間計画の進捗状況のチェック
- ⑦ 各取り組みの有効性の検証

[校内体制]



4 年間計画 (別添)

5 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

週1回「いじめにつながる事象」「不登校または不登校傾向の児童」等についての情報交換を行い、課題の共有を図る。また、隔月に IFG 委員会を開催し具体的対応策を検討するとともに、それぞれの事案についての進捗状況を確認する。

年度末には各事案を検証し、必要に応じて、学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その

取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) 児童に対し、いじめは重大な人権侵害であることを徹底する

- ・全校朝会や学級活動などで校長や教職員がいじめの問題について触れる機会を持ち、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校・学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて校内研修等で教職員に周知し、共通理解を図る。教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・人権教育をはじめとする学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(2) 児童間の円滑な人間関係づくり

- ・学級活動や行事などあらゆる場面を活用し、児童間の円滑な人間関係を構築し、支えあい高められる学級をつくる。
- ・児童一人ひとりが、自分の居場所の存在を感じられるような学級経営に努め、教員と児童、児童相互の信頼関係を高める。
- ・ロールプレイやジレンマ教材などを活用し、児童の役割取得能力を育み、他者の立場に立って考えることのできる能力を養う。
- ・児童会活動を通じ、自治意識を高め、児童自らが主体的に参加する取組を推進する
- ・行事や総合学習に対し、児童が積極的に参加し、自己の役割を果たすことを通じ、自己有用感の醸成を図る。

(3) 教職員の資質の向上

- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・日頃から、情報交換や連携に取り組み、担任一人で抱え込まず、学年など複数の教員で役割分担し組織的な取り組みをすすめる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己実現を図ることができるように、児童が生きる授業の実践に努め、わかる授業を行い、児童に対し基礎基本の定着を図る。また、これにより、児童の達成感、成就感を育む
- ・授業研究に取り組み、児童個々の学力伸長に取り組み、児童の自己肯定感を育む素地をつくる。

(4) 地域・P T Aとの連携を実施

- ・第十一中校区青少年健全育成会少路地区委員会と連携し、行事の実施等により児童の自己有用感の醸成を図るとともに、啓発活動を行う。
- ・P T Aと連携し、啓発活動を行うほか、児童対し「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するに際し、協力を求める。

第3章 早期発見（変化に気づく）

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

このため、教職員は校内において、児童の状況を注意深く観察し、微細な変化を読み取り、危険信号をキャッチすることが必要である。その際、担任児童だけでなく、すべての児童の様子に注意を払わねばならない。また、教職員は児童と二者懇談を頻繁に行い、状況把握に努め、知りえた情報は教職員間で共有し、早期発見に努めねばならない。

2 いじめの早期発見のための措置（誰にでも相談できる）

(1) 校内における実態把握の方法

- ・学期に1回程度、生活アンケートを実施する。
結果は、いじめ不登校対策委員会で集約し、全教職員で情報を共有する。
- ・日頃からの児童の見守りを行うとともに、児童・保護者との信頼関係の構築に努め児童・保護者が相談しやすい雰囲気醸成する。
- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・保健室においては、利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- ・全教員が分担し、休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(2) P T A、地域との連携

- ・第十一中校区青少年健全育成会少路地区委員会と連携し、情報交換の場を年に数回設け、地域巡視等での情報を共有する。
- ・P T A生活指導委員会と連携し、校区内での児童の様子についての情報を収集する。

(3) スクールカウンセラーの活用

- ・市教育委員会にスクールカウンセラーの配置を求め、配置があれば、カウンセラーの活用を学校だよりなどで広報し、保護者の活用を促す。
- ・単独でのスクールカウンセラーの配置がかなわない場合は、第十一中と連携し、中学校に配置のカウンセラーの活用を広報し、相談体制の継続を図る。

第4章 いじめに対する措置（早期の解決）

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要であ

る。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当に報告し、いじめ不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、該当学年教員で手分けし、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

聞き取りに際しては、以下の諸点に注意する。

①被害児童の聞き取りに当たっては、さらなるいじめを助長することの無いよう、別室で話を聞く、聞き取った内容については安易に漏らさないなど、細心の注意を払う。

②周囲の児童から、状況を聞き取り、いじめ行為の有無について具体的状況を把握する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) 関係児童の指導にあたっては、以下の諸点に留意する。

①加害児童の指導に当たっては、周囲から聞き取った内容をもとに、正確に事実を確認する。被害児童の立場にたち、相手の心の痛みへの共感性を育て、児童の変容を促す。

また、加害児童の行為に至る背景等を考え、加害児童との信頼関係の構築に努め、指導の徹底を期する。

②周囲の児童に対しては、傍観者やはやし立てる観衆になることは、いじめ行為を助長すること理解させる。

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、子ども家庭センターと連携し、適切な援助を求める。

少路小学校いじめ防止年間計画

	いじめ不登校対策委員会	行事その他
4月	第1回委員会 ・年間指導計画の確認 ・情報交換	学級懇談の実施 いじめ基本方針の周知 学活「集団づくり」
5月	第2回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・生活アンケート検討	地区訪問等による児童の生活実態の把握 5年生宿泊体験学習 校外学習
6月	第3回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・生活アンケートの結果集約 アンケートに基づく事案 への取り組み	6年生修学旅行 生活アンケートの実施 保護者個人懇談
7月	第4回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・一学期の反省 ・市教委への報告	学校評議員会
9月	第5回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・二学期の取組の確認	学活「集団づくり」
10月	第6回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・生活アンケート検討	運動会
11月	第7回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・生活アンケートの結果集約 アンケートに基づく事案 への取り組み	生活アンケートの実施 学習発表会 異学年交流行事 保護者個人懇談

12月	第8回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・二学期の反省 ・市教委への報告	人権講演会 学校評議員会
1月	第9回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・三学期の取組の確認 ・生活アンケート検討	学活「集団づくり」
2月	第10回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・生活アンケートの結果集約 アンケートに基づく事案への 取り組み	生活アンケートの実施 異学年交流行事
3月	第11回委員会 ・情報交換 ・個別の指導方針の検討 ・年間の反省 ・年間計画の見直し ・次年度への引き継ぎ事項の整理	学活「一年間の振り返り」